できない。ただし、中央更生保護審査会は、本人の願いにより、期間の短縮を許可することができる。

［一・二　略］

三　有期の拘禁刑については、その刑期の三分の一に相当する期間。（短期と長期とを定めて言い渡した刑については、その刑の短期の三分の一に相当する期間。）ただし、その期間が一年に満たないときは、一年とする。

四　無期の拘禁刑については、十年

［②～⑤　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

ただし、中央更生保護審査会は、本人の願いにより、期間の短縮を許可することができる。

［一・二　同上］

三　有期の懲役又は禁錮については、その刑期の三分の一に相当する期間。（短期と長期とを定めて言い渡した刑については、その刑の短期の三分の一に相当する期間。）ただし、その期間が一年に満たないときは、一年とする。

四　無期の懲役又は禁錮については、十年

［②～⑤　同上］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　当分の間、恩赦法施行規則第六条第一項の規定の適用については、同項第一号中「拘留又は科料」とあるのは「拘留、科料又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十六条に規定する拘留」と、同項第三号中「拘禁刑」とあるのは「拘禁刑、旧刑法第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）」と、同項第四号中「拘禁刑」とあるのは「拘禁刑、懲役又は禁錮」とする。

○文部科学省令第五号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十二日

文部科学大臣　阿部　俊子

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第二（第四条関係）

改正後	
国立大学	附属学校
［略］	［略］
岡山大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校
［略］	［略］

改正前	
国立大学	附属学校
［同上］	［同上］
岡山大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校
［同上］	［同上］

別表第二（第四条関係）

改正後	
山口大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属山口小学校、教育学部附属山口中学校、教育学部附属光義務教育学校、教育学部附属特別支援学校
［略］	［略］

改正前	
山口大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属山口小学校、教育学部附属光小学校、教育学部附属山口中学校、教育学部附属特別支援学校
［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。